

## 中津川市体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	説明項目	自己説明	根拠となる規程等
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在、中長期計画策定原案の作成に向けて検討している。	
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること		
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規約を整備している。	定款 協会規約等
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規約を整備している。	定款 協会規約等
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款をはじめ、諸規則を整備している。	定款 職員就業規則等
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において、当協会の財産・会計について定めている。	定款
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	定款において定めている。	
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1) 役員向けコンプライアンス教育を実施すること	・全役員に対して、毎年、研修を実施し、種々の情報を提供するとともに役職員の資質向上に努めている。	
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会所属のJSP0公認スポーツ指導者及びスポーツ指導に関わる指導者に対して、コンプライアンスを含めた研修会を実施している。	公認スポーツ指導者研修会要項
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・当協会と会計事務所との間で顧問契約を締結しており、財務・経理・税務に関する業務遂行上で懸念等がある場合はいつでも相談できる体制を整えている。 ・当協会に2名の監事を選任し、業務運営及び計算書類等の監査を受けている。 ・監事は豊富な経験を有した有識者に委嘱している。	会計事務所との顧問契約書 役員名簿
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・県や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、県や助成元における監査等を受けている。 ・定款及び規約に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行うとともに、その処理方法に係る監査を受けている。	定款 協会規約等
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書、役員名簿、他資料）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ・事業・決算書等をホームページで開示している。 <中津川市体育協会：https://nakatsugawa-taikyo.com>	法定備置書類 事業・決算等のHP開示
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること		
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当協会のガバナンスコード遵守状況をホームページで公表した。 <中津川市体育協会：https://nakatsugawa-taikyo.com>	中津川市体育協会HP